

第五十六号議案

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 東京都知事 小池百合子

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）の一部を次のように改正する。  
第二条第一項第一号及び第二号、第十五条の四第一項、第十五条の五第一項並びに第二十四条の三第四項中「指導教諭」の下に「、主務教諭」を加える。

別表第一イの部三級の項中「主任教諭、主任養護教諭又は主任栄養教諭」を「主務教諭」に改める。  
附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（提案理由）

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十八号）の施行による学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）等の改正に伴い、規定を整備する必要がある。